

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	電気通信業務用基地局の開設計画の認定を受ける者を入札又は競りにより決定する制度整備		
担当部局	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課	電話番号:03-5253-5909	e-mail:auction_kento@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	平成24年3月1日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 電波の公平かつ能率的な利用の促進を図るため、一定の要件を満たす電気通信業務用基地局について、その免許の申請を行うことができる者を入札又は競り(以下「入札等」という。)によって決定する制度を創設する。</p> <p>【内容】 (a) 総務大臣は、電気通信業務の用に供される陸上に開設する移動しない無線局であって、同一の者により相当数開設されることが必要であり、かつ、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもののうち、無線局の免許の申請を行うことができる者を入札等により決定することが電波の最大限の活用に資すると認められるもの(以下「入札対象基地局」という。)について、入札対象基地局の開設及び入札等の実施に関する指針(以下「入札開設指針」という。)を定めることができることとする。 (b) 入札対象基地局を開設しようとする者は、その入札開設計画が適当である旨の認定を受けるための入札等に参加するため、入札開設計画を作成し、これを総務大臣に提出することができることとする。入札開設計画の提出があった場合、総務大臣は、その申請のうち入札開設計画が入札開設指針に照らし適切なものであると認めるものの中から、入札等の実施により入札開設計画が適当であることを認定することとする。 (c) 入札開設計画の認定を受けるために入札等に参加する者は、入札開設指針で定める額の保証金を提供しなければならないこととし、入札開設計画の認定を受けた者は、落札金を国に納めなければならないこととする。 (d) 落札金は一般財源とする。ただし、国際条約の改定等に伴い既存免許人等が他の周波数帯へ移行する際に生じる補償費用及び入札等の企画・実施費用について落札金の一部を充てるものとする。 (e) 入札開設計画の認定に係る入札等の公正を害すべき行為をした者及び公正な価額を書し又は不正な利益を得る目的で談合した者に対する罰則を設ける。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	電波法(昭和25年法律第131号)第5条第3項・第6項、第25条第2項・第3項、第26条第2項、第27条の12、第27条の13、第27条の14、第27条の15、第27条の16、第27条の17、第27条の17の2、第27条の17の3、第27条の17の4、第27条の17の5、第27条の17の6、第27条の17の7、第27条の17の8、第27条の17の9、第27条の17の10、第27条の27、第27条の28、第76条第7項、第99条の11第1項、第103条第1項、第103条の2第3項・第9項、第109条の4、第109条の5、第114条、第116条	
分析対象期間	電波法の一部を改正する法律の附則を踏まえ、施行後10年とする。		
費用及び便益を推計する際の比較対象(ベースライン)	費用と便益を推計する際の比較対象として、仮に今回の制度整備を行わなかった場合を設定する。仮に今回の制度整備を行わなかった場合、従来行われてきた比較審査において開設計画を認定することになる。		
規制の費用	費用の要素		
(遵守費用)	入札開設計画の認定の申請を行うか否かは、事業者の判断に委ねられており、申請を行う場合には電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)に基づく所用の費用が発生するが、現行の認定制度においても開設計画の申請を行う際は手数料を支払っており、これに係る遵守費用は限定的である。また、入札開設計画の認定を受けた者は落札金を納付する必要があるが、これらの具体的な遵守費用については定量化又は金銭価値化することが困難である。		
(行政費用)	入札開設計画の認定の申請があった場合には、入札等に参加するため当該認定の審査及び入札等を実施するための行政費用が発生するが、定量化又は金銭価値化することが困難である。		
(その他の社会的費用)	入札等において落札額が高騰した結果、事業者による利用者料金への転嫁、サービス開始が遅れる可能性が指摘されている。ただし、落札額の高騰については、入札等における制度設計において一定程度防止することが可能であると言われている。		
規制の便益	便益の要素		
	<p>(1)電波の有効利用の促進 入札開設認定者は、落札金も含めた投資を回収する必要性からこれまで以上に電波を効率的に利用して事業を行うことが期待され、電波が有効利用される結果として利用者に便益をもたらす。</p> <p>(2)無線局免許手続きの透明性・迅速性の確保 従来行われてきた比較審査方式に比べ、行政裁量の余地が少なく、手続きの透明性及び迅速性の確保に一層つながる。</p> <p>(3)その他 無線局免許手続きの透明性・迅速性の確保等を通じ、制度設計や実施方法によっては、新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながることを期待される。その他、落札金による国家財政への寄与も期待される。</p>		
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	本改正により、落札金等の入札等に係る金銭的納付を行う場合には、金銭的負担が入札認定開設者に発生するものの、入札開設認定者は、落札金も含めた投資を回収する必要性からこれまで以上に電波を効率的に利用して事業を行うことが期待され、電波が有効利用される。また、従来行われてきた比較審査方式に比べ行政裁量の余地が少なく、無線局免許手続きの透明性及び迅速性の確保につながる。また、無線局免許手続きの透明性及び迅速性の確保等を通じ、新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながることを期待される。なお、落札金による国家財政への寄与も期待される。以上のことを総合的に勘案すると、今回の改正は便益が費用を上回り適切かつ合理的なものであると考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	総務副大臣(情報通信担当)主催の「周波数オークションに関する懇談会」の報告書(平成23年12月)の内容を反映したものである。なお、行政刷新会議「提言型政策仕分け」(平成23年11月21日)において、電波行政のあり方(新たな周波数の割当等)において本改正に関連した評価を頂いた。		
レビューを行う時期又は条件	分析対象期間を踏まえ、電波法の一部を改正する法律の施行後10年経過後に、入札対象基地局に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。		
備考	今回の改正は、「周波数オークションに関する懇談会」の報告書を踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用を促進するため、電気通信業務用基地局の開設に関する計画の認定を受ける者を入札等によって決定する制度を創設する内容であり同様の行政目的を達成しうる代替案は想定されない。		